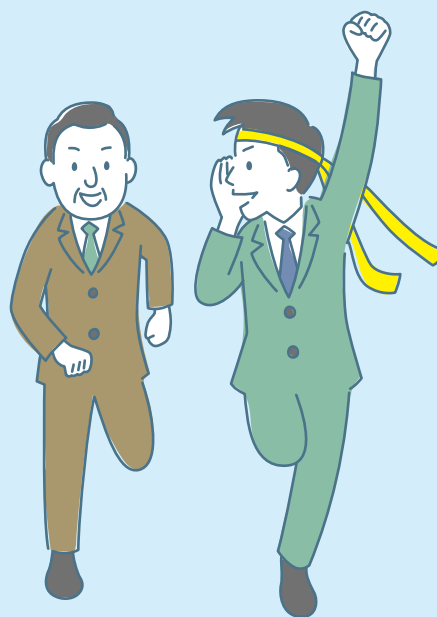


早期の経営改善を図るために

伴走支援型 特別保証制度

新型コロナウイルス感染症や
原油価格・物価高騰等の影響を受けた
中小企業者に対し早期の経営改善を図るため、
金融機関が中小企業者に対して
継続的な伴走支援を行う保証制度です。



経営行動計画書の 策定と伴走支援

中小企業者が、金融機関との対話を通じて
経営行動計画書を策定し、金融機関が中
小企業者に継続的な伴走支援を行います。

信用保証料の 一部補助

お客様にご負担いただく信用保証料につい
て、国による負担軽減措置が設けられてい
ます。

※経営者保証免除対応の場合も同様です。

中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

詳しくは裏面を
ご覧ください。

伴走支援型特別保証制度

融資対象者	次の(1)～(3)のいずれかの認定を受け、かつ「経営行動に係る計画」を策定した中小企業者の方		
	(1)セーフティネット保証4号の認定を受けた方	(2)セーフティネット保証5号の認定を受けた方	(3)次のいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
添付書類	セーフティネット保証4号の認定書	セーフティネット保証5号の認定書	①売上高減少要件確認書 ② i～iii 売上高総利益率減少要件確認書 iv～vi 売上高営業利益率減少要件確認書
	経営行動計画書、経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)		
対象資金	運転資金、設備資金		
保証限度額	1億円		
保証期間	10年以内(据置期間5年以内)ただし、一括返済の場合は1年以内		
返済方法	一括返済又は分割返済		
信用保証料の補助	年0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合 年1.05%)	年0.45～2.20% (経営者保証免除対応を適用する場合 年0.65%～2.40%)	
	※担保割引(会計参与設置会社の割引は適用されません。 国による補助があるため、中小企業者の方は一律0.2%相当額の保証料を負担します。 ※条件変更保証料は補助の対象外となります。経営者保証免除対応を適用する場合も同様です。		
貸付金利	金融機関所定利率		
保証割合	責任共有対象外(100%保証)	責任共有対象(80%保証) ただし、責任共有対象外の既往借入金を同額以下で借換する場合は責任共有対象外	
担保	必要に応じて徴求します。		
保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。 ※経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人は徴求しません。		
モニタリング	金融機関は原則として計画策定日の属する事業年度から5事業年度、四半期毎にフォローアップを行います。 金融機関で策定した報告書は、信用保証協会を経由して経済産業省に提出します。		
取扱期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日(保証申込受付分)		
借換の特例	原則として責任共有対象の既往借入金を責任共有対象外の本制度で借換することはできません。ただし、令和2年2月1日～令和3年12月31日に保証申込を受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金は、その既往借入金の範囲内の額に限りセーフティネット保証4号を付した本制度で借換えることが可能です。		

- 審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。
- 条件変更を行った場合、国による保証料補助の対象外となりますのでご注意ください。

お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店営業部

保証第一課
☎025-210-5151

保証第二課
☎025-210-5152

保証第三課
☎025-210-5150

長岡支店

保証第一課、保証第二課
☎0258-35-5714

県央支店

保証課
☎0256-33-6661

上越支店

☎025-523-7225

佐渡支店

☎0259-57-2011

中小企業とともに歩む身近なパートナー

